第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１８７号
東京都東村山市秋津町３丁目50番地21サニーハイツ比留間Ⅱ101
債務者　笹原日登美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９２号
横浜市南区平楽133番地　サンヒルズ103
債務者　西山直子こと　金　　直子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４号
栃木県小山市外城170番地13　シャトーファミリーハイツＣ―201、従前の住所茨城県古河市松並２丁目８番49号
債務者　髙橋　玲江
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８４号
東京都三鷹市井の頭５丁目12番15号メゾンエスポアール101
債務者　西森　賢児
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
愛知県安城市末広町５番10号　末広１ＲＭ101
債務者　中村　俊之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
東京都あきる野市野辺529番地１
債務者　川崎　美紗
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
東京都武蔵村山市残堀５丁目79番地の６
債務者　藤井　　進
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４８号
東京都東村山市青葉町１丁目５番地20
債務者　山部　繭美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７６９号
埼玉県川口市並木４丁目３番２号
破産者　有限会社やまと
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
埼玉県ふじみ野市清見２丁目１番地18
破産者　有限会社モリタケ商会
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１９号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目７番29号
破産者　シー・エル・エス・システム有限会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７号
岩手県奥州市江刺区愛宕字天間沖114番地１
破産者　赤羽根運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６７８号
川崎市川崎区渡田１丁目６番６号
破産者　有限会社おかげさま本舗
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
川崎市川崎区追分町６番２―303号　エステート森、居所川崎市川崎区池田１―10―２ライオンズマンション川崎第７　305号室
破産者　高山　卓也
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
新潟市東区中山２丁目６番１号
破産者　株式会社Ｔ・Ｋ企画
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１１号
名古屋市瑞穂区中山町１丁目９番地
破産者　日本高速印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２０号
名古屋市南区扇田町36番地　相互ビル１Ｆ
破産者　株式会社阿知波技研
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０６４号
大阪市中央区内本町２丁目１番19号
破産者　中紀工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４３号
大阪府豊中市東寺内町14番29号
破産者　ブイティーティー株式会社
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部